

インドネシア現地法人の 責任者を確保するには

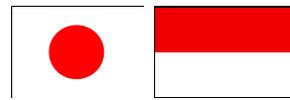


インドネシア進出サポート
小野耕司





自己紹介



- 1975/4～1981/6 ヤマハ(株)入社 インドネシア工場立上支援分野配属
- 1981/6～1987/3 インドネシア工場生産課長 電子鍵盤楽器の組立生産
- 1987/3～1995/7 インドネシア工場長 電子楽器、ピアノ、ギターの輸出拠点化
- 1995/7～2005/3 帰国、インドネシアを普及品の生産拠点化するプロジェクト
- 2005/3～現在 ヤマハ退職、インドネシア進出サポートコンサルタントとして独立
インドネシア語翻訳・通訳

静岡大学客員教授、専修大学客員講師

独立行政法人日本貿易振興機構(JETRO)専門家

独立行政法人 中小企業基盤整備機構アドバイザー

一般社団法人海外事業支援センター(OBAC)アドバイザー

一般財団法人海外産業人材育成協会(AOTS)講師

一般社団法人日本インドネシアビジネス協会(ABJI)理事

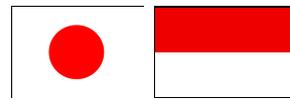
などを経歴し、これまでのインドネシア進出支援企業数は約100社



インドネシアとの
関わりも50
年になりました
た



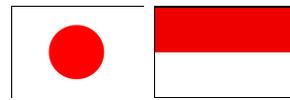
セミナー要旨



- 日本の中小企業がインドネシアに現地法人を設立して事業展開をする際に、大きな障害の一つとして挙げられるのが、現地法人の責任者として派遣出来る適切な人材が社内に居ないという事情です。
- 適切な人材と言うのは、業務遂行能力やインドネシアへの適応力だけでなく、家庭事情も含めて、本人が希望することが大前提となります。
- もしも適任者が見付からない場合は、日本国内あるいはインドネシア国内で、社外から採用することになります。
- このセミナーでは、どのような方法で探すことが出来るのか、そしてどのような観点で適性を評価すべきかを解説します。



目次



I. 募集

1. リクルート会社に委託
2. 日本留学生OB会 (KAJI: Komunitas Alumni Jepang di Indonesia) に照会
3. 現地日本人向け情報サイトに募集広告掲載
4. インドネシア進出サポートで募集

II. 評価

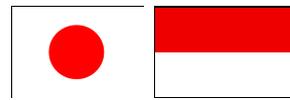
1. 動機・人物・履歴
2. 専門性・業務遂行能力
3. インドネシアとの親和性・理解度
4. 試用期間における本社研修

III. 処遇

1. 雇用形態・ビザ
2. 給与・税金・社会保険
3. 住居・車
4. 決裁権限



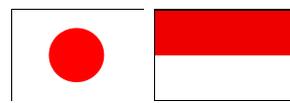
I. 募集-1.リクルート会社に委託



- インドネシアでの駐在経験を有する日本人を希望する場合には有効です。
- インドネシアに拠点を有する以下の様な日本のリクルート会社に募集を依頼する。
 - [JAC Recruitment](#)
 - [RECRUIT](#)
 - [PASONA](#)
 - [Doda](#)
- 採用条件を示し、3名以上の候補者をデータベースから紹介してもらう。
- 募集開始から採用までは、通常3カ月以上を要する。
- オンラインでの面接も可能であるが、出来るだけ日本またはインドネシアにおいて対面での面接を実施する。
- 採用に至った場合には、相場として初任給の3カ月分を報酬として支払う。



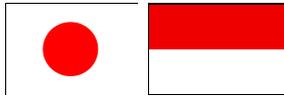
1. 募集-2.日本留学生OB会に照会



- 日本の大学を卒業したインドネシア人を希望する場合には有効です。
- [日本留学生OB会](#) (KAJI:Komunitas Alumni Jepang di Indonesia) のサイトからコンタクトする。
- 日本語でコミュニケーションが可能なことは勿論のこと、OB会を通じたインドネシア国内のネットワークは事業展開において強力な武器となる。
- 希望要件を示し、3名以上の候補者を会員から紹介してもらおう。
- 募集開始から採用までは、最低1ヵ月以上を要する。
- オンラインでの面接も可能であるが、出来るだけ日本またはインドネシアにおいて対面での面接を実施する。



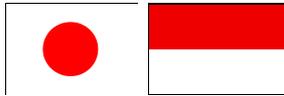
1. 募集-3.現地日本人向け情報サイトに募集広告掲載



- インドネシア国内の日本人ならびに日本国内のインドネシア関係日本人向けにオンラインで発行されている、以下のような情報サイトに募集広告を掲載する。
 - [NNA ASIA](#)
共同通信系列のアジア各国の経済関連ニュースを日本語で毎日配信
 - [じゃかるた新聞](#)
ジャカルタを拠点する日本人が経営する独立系のメディアで、日本語ニュースを毎日配信
 - [ジャカルタライフ](#)
ジャカルタを拠点する日本人が運営する独立系の日本人向け情報サイト
 - [J-People](#)
ジャカルタを拠点する日本人が運営する独立系の日本人向け情報サイト



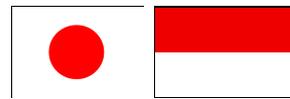
I. 募集-4. インドネシア進出サポートで募集



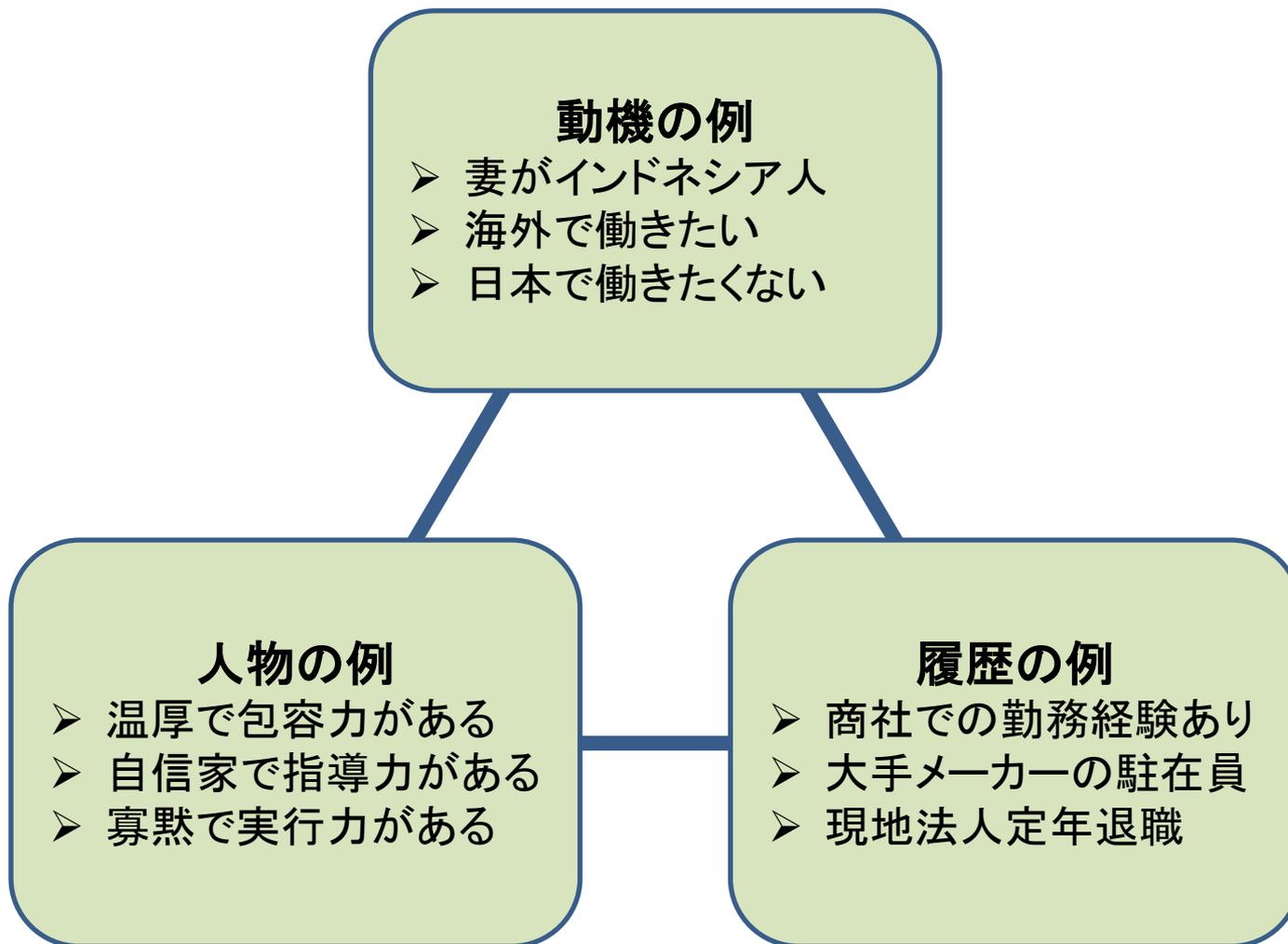
- 私が運営する以下のメディアを通じて募集する。
- 料金は1件当たり5万円、但しコンサルティング顧客企業は無料。
 - [インドネシア進出サポート公式サイト](#)
インドネシア進出準備から撤退までの要点を簡潔にまとめたサイト
同分野ではGoogleトップランキングを維持
2025年1月時点の1日平均訪問者数は200人前後
 - [インドネシア最新情報ブログ](#)
あらゆる分野での情報を毎日、どんなメディアよりも早く紹介
2025年1月時点の1日平均訪問者数は20人前後
 - [インドネシア進出サポートメルマガ](#)
毎月1日に【1】インドネシア進出関連ニュース、【2】インドネシア社会一般
ニュース、【3】インドネシアお楽しみニュースを無料で配信
2025年1月時点の読者数は300人



II. 評価-1. 動機・人物・履歴

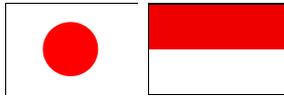


- それぞれに異なる動機を持ち、様々な人物であり、色々な履歴を背負っているが、これらがバランス良く調和している印象を与えられることが大事です。





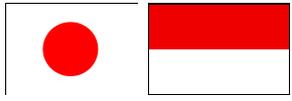
II. 評価-2. 専門性・業務遂行能力



- 中小企業の現地法人責任者にとって、専門性は十分条件であるが、業務遂行能力は必要条件です。
- 専門性が要求される技術や製造分野は、必要に応じて本社の専門家が、出張ベースで支援することでカバー出来ます。
- しかし以下の業務は泥縄式であっても、自身の責任で完結させなくてはならない。
 1. 新規市場開拓、新規顧客発掘
 2. 顧客営業活動
 3. 中期事業計画策定
 4. 年次予算策定、月次予実績管理、決算報告
 5. 経理・財務・税務管理
 6. 輸出入管理
 7. 人材募集、採用、査定、教育、昇格、昇給
 8. 労務管理、安全衛生管理、環境管理
 9. 部材調達管理、生産管理、受注出荷管理
 10. 設備機械保全管理
 11. 対政府および関連組織との渉外活動



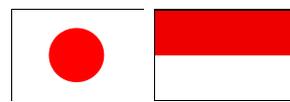
II. 評価-3. インドネシアとの親和性・理解度



- 年配の日本人に見られる傾向としては、インドネシアは日本のお陰でオランダから独立出来て、その後の経済成長も実現出来たとする、上から目線の姿勢です。
- 若い日本人に見られる傾向としては、20世紀以前の両国の歴史に全く関心も知識も無く、異国であるとの意識すら持たない言動です。
- インドネシア共和国という、主権国家の国土の上で仕事をさせてもらっていることを忘れないことが、基本的に求められる姿勢です。
- 郷に入りては郷に従えと言われるように、インドネシアの歴史、文化、政治、社会、経済などを理解した上で、会社の事業目的を追求しないと、現地に根を張ることは出来ません。
- そして何より大事なことは、インドネシア語でコミュニケーションが出来ることです。
- 参考資料 [インドネシア人に好かれる日本人、嫌われる日本人](#)



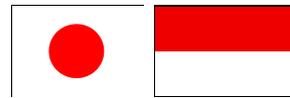
II. 評価-4.試用期間における本社研修



- 採用されて直ぐに現地責任者として就任するのではなく、3カ月以上は本社における研修期間を設けると良いでしょう。
- 各部門の仕事の進め方を一通り学び、会社の社風や方針を体得することが、赴任後の本社とのコミュニケーションにおいて役立ちます。
- 同時に、研修期間中の本人の仕事に対する姿勢や人物を見ることが出来、最悪の場合は研修期間中に採用取り消しが出来ることを、雇用契約に入れておくことも必要です。
- 履歴書と面接だけで本当の姿や能力を見極めることは難しいので、是非実行して欲しい対策です。



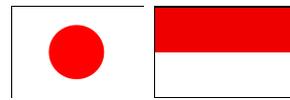
III. 処遇-1.雇用形態・ビザ



- 雇用形態としては、本社の社員として採用した上で現地法人に出向させる方式と、最初から現地法人が直接採用する方式があります。
- どちらを選ぶかにより、雇用契約の条件は、日本あるいはインドネシアの労働法の何れかに準拠することになります。
- 現地法人の取締役あるいはコミサリスとして採用される場合は、現地法人の株主総会の決議により就任することになります。
- いずれにしても、就労ビザと滞在ビザは必須で、取締役あるいはコミサリスでない場合は、就労ビザ更新は1年×5回が限度であることを前提に契約を結ぶべきでしょう。
- 取締役あるいはコミサリスの場合は、株主総会の決議が優先されますので、上記の期限は該当しませんので、5年以上の勤務が必要な場合は職種を取締役あるいはコミサリスに変えることも一つの便法です。
- 参考資料 [インドネシア入国ビザの取り方](#)



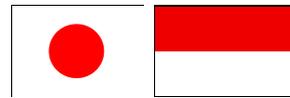
III. 処遇-2. 給与・税金・社会保険



- 給与は現地法人が支払うのが大原則ですが、日本国内に家族を残す場合は、国内給与を別途確定し、その一部または全額を控除して現地給与を決めるのが一般的です。
- 現地給与額は会社により幅がありますが、月20万円から50万円が一般的です。
- 税金はインドネシアの現地給与に対する所得税最高税率30%、ならびに日本国内給与に対する日本の所得税と地方税が課税されます。
- 日本国内給が無い場合は、赴任時に住民票を消すことで日本の所得税と地方税が免除されます。
- 日本国内の社会保険はインドネシア滞在中も継続して支払うことで、一時帰国時あるいは帰国後の保険が満額保証されます。
- インドネシア国内の社会保険も加入義務がありますが、保証内容は日本人にとっては十分なレベルとは言えません。
- 参考資料 [インドネシア赴任に必要な準備の全て](#)



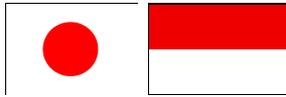
III. 処遇-3. 住居・車



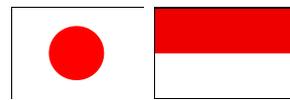
- 現地法人が借家を賃貸契約して、社宅として供与するか、本人が自身の負担で住居を確保するかは、契約時に交渉して決めることです。
- 現地法人が自動車をリース契約して、社用車として供与するか、本人が自身の負担で自家用車を確保するかは、契約時に交渉して決めることです。
- いずれも負担額が大きいので、給与を決める際には考慮すべき要因です。
- 借家は都市部では高層アパート、郊外では一軒家が主流で、地域により賃貸料金は異なりますが、ジャカルタ圏ではUSD500/月からUSD2,000/月が相場でしょう。
- 乗用車のリース代金は、運転手付きでUSD1,000/月が一般的でしょう。



III. 処遇-4. 決裁権限



- 出自に関係なく、現地法人の決裁権限規程を書面で明確にしておくことが大事です。
- 特に現地法人責任者に対しては、以下の二件について文書で確認しておくことが必要です。
 1. 仕事関係に必要な接待交際費の種類(ゴルフ、会食、その他)と上限額
 2. 領収証をもらえない官公庁などでの手続き費用の記録と監査方法
- 参考資料 [インドネシア現地法人に必要な社内規定](#)



インドネシア進出サポート公式サイト

インドネシア進出準備から撤退までの要点を簡潔にまとめたサイトです
(Googleトップランキング)

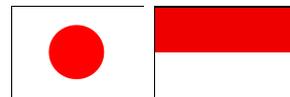
インドネシア最新情報ブログ

あらゆる分野での情報を毎日、どんなメディアよりも早く紹介しています

インドネシア進出サポートウェブセミナー

公式サイトに掲載されたセミナースライドサンプルの中から、ダウンロード件数の多いもの順に音声解説付きのスライドをアップロードしています

**愛する二つの祖国である、日本とインドネシアの発展のため、
全てのコンテンツは無料で公開されています**



ご清聴ありがとうございました
ここからは質疑応答です